



ステップアップ 畜産！

西部農業事務所家畜保健衛生課（西部家畜保健衛生所）
〒370-0074 高崎市下小鳥町 233
TEL 027-362-2261、FAX 027-362-2260

★新しい飼養衛生管理基準の施行について

令和2年7月1日から新しい飼養衛生管理基準が施行されています。主な改正項目は以下の通りです。

施行年月日	新設・変更のあった規定
令和2年7月1日	<ul style="list-style-type: none"> 家畜の所有者の責務 獣医師の選任 衛生管理区域の設定 衛生管理区域内での愛玩動物の飼育禁止 大臣指定地域における追加措置（本県は豚熱で指定）
令和2年11月1日	<ul style="list-style-type: none"> 畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫への防鳥ネット（網目2cm以下）の設置、点検及び修繕 放牧場の給餌場所に防鳥ネットの設置及び家畜を収容できる避難用設備を確保
令和3年 4月1日	<ul style="list-style-type: none"> 農場の「飼養衛生管理マニュアル」の作成 伝染病発生時の放牧制限に備えた準備：収容施設確保 肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を利用する際の十分な（90℃60分以上）加熱処理【飼料安全法】

※詳細については、別添資料をご一読ください。

★CSFの「大臣指定地域」の指定について

令和2年7月1日から群馬県を含む24都府県は、CSFの発生リスクが高まっている地域として大臣指定地域に指定されました。大臣指定地域では以下の追加措置を講じる必要があります。

大臣指定地域における追加措置

- 畜産関係者以外の者を衛生管理区域内に立ち入らせない
 - 大臣指定地域内で収穫された農産物の飼料、敷料への利用を**原則禁止**
 - 畜舎ごとの専用の衣服や靴の設置
 - 畜舎間での家畜の移動では、通路に野生動物の侵入防止対策（屋根や壁）をするか、洗浄・消毒済みのケージやリフトを使用
 - 畜舎内に食品を持ち込む場合は、畜舎出入り口付近で洗浄、消毒
 - 放牧場の給餌場所への防鳥ネット設置や家畜避難用設備の確保
- 【令和2年11月以降に適用】

詳細についてご不明点がありましたら、西部家保にお問い合わせください。

★家畜伝染病予防法改正に係る飼養衛生管理者等の報告について

家畜飼養者の皆様には、家畜伝染病予防法の改正に伴い、飼養衛生管理者の選定及び管理者連絡先の報告について早々に対応いただきありがとうございます。

今後、飼養衛生管理者及び管理者連絡先の情報については、毎年2月に提出いただいています、定期の報告にて情報を更新することになります。しかし、緊急時の連絡先については、有事の際に使用することを目的としていますので、変更が生じた場合は、早急に情報提供をお願いします。



★野生いのししにおけるCSF発生状況

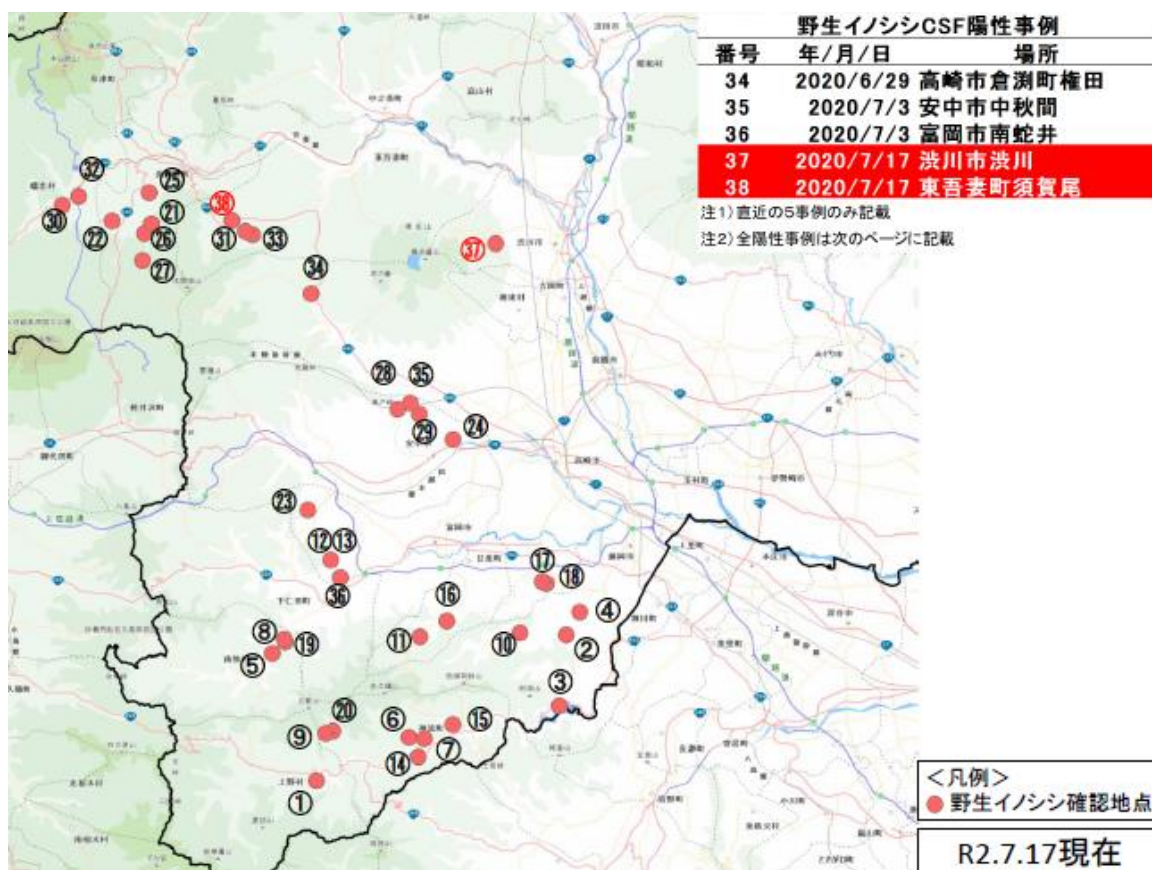
県内における野生いのししのCSF感染確認事例は、令和元年10月以降通算38例（7/27現在）となりました。

本県では全ての養豚場でCSFワクチンを接種しているため、野生いのししの陽性事例が確認された場合でも、監視対象となる農場はありませんが、血液検査の結果、農場によってはワクチン抗体が期待どおり獲得できていない群が見受けられます。

ワクチンだけでは万全ではありませんので、野生動物対策を含めたCSFウイルスの侵入防止対策を徹底して下さい。

※死後数日が経過し、腐敗等により検査に適さないものは検査対象としておりません。

管内市町村別検査頭数 (R2.4.1~R2.7.27)		
市町村	検査頭数	陽性頭数
高崎市	1	0
(箕郷地区)	7	0
(榛名地区)	2	0
(倉淵地区)	9	1
藤岡市	1	0
安中市	16	5
富岡市	13	1
下仁田町	2	0
神流町	1	1
上野村	1	1
合計	53	9



★夏季休暇中におけるアフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫（FMD）等の防疫対策の徹底について

夏季休暇期間中は、訪日外国人旅行者数の増加が見込まれ、ASF、FMD等の越境性疾病の我が国への侵入リスクが高まります。また、現在国内の野生いのししで感染が継続しているCSFについても、引き続き飼養豚において発生するリスクが存在していることから、一層緊張感を持って防疫対策にあたることが重要です。

そのため下記3項目を中心とした対策の実施をお願いします。

- 1 畜産関係者等の海外渡航の自粛
(例：感染症危険地域への海外旅行、技能実習生の母国との往来)
- 2 消毒及び衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止の再徹底
 - ・従業員への衛生管理区域内への不要物品の持ち込み自粛を周知。
 - ・野生動物進入防止対策として、防護柵、防鳥ネットの再整備。
- 3 飼養豚の毎日の健康観察、異常豚の早期発見及び早期通報の徹底
「※特定症状」を示した家畜又は死体を発見した場合は、**直ちに**西部家保への届け出をお願いします。※添付資料参照

★堆肥の適正管理について

近年、夏季に発生する局地的大雨では、普段は気づかなかった水みち等から堆肥が流出してしまう事故も少なくありません。堆肥舎等の施設がある場合であっても、管理の不備によりふん尿や排汁の地下浸透・周囲への流出が認められる場合は、家畜排せつ物の不適正な管理に該当します。

群馬県においては、県内における井戸水調査で硝酸性窒素等の基準値超過が14.7%と、全国平均の2.8%を大きく超えています。

(H29年度)	硝酸性窒素等の基準超過割合
群馬県	14.7% (全国ワースト1位)
全国平均	2.8%

今後、持続可能な農業を目指す上でもふん尿や廃汁の地下浸透(耕作利用等を目的とした農地還元等の有効利用を除く)を減らし、地域環境と調和した畜産経営を目指しましょう。

★暑熱被害に注意してください

畜産における暑熱被害においては、家畜死亡事例の他にも採食量や受胎率の低下など、生産性に及ぼす影響は大きいです。

毎年県内においても換気設備の故障による損害等が確認されています。予期せぬ損害・被害を防ぐためにも以下の点を改めて確認してください。



- ・給水施設は、水を十分飲水できるようになっているか、故障箇所がないか
- ・餌の採食低下によって食べ残しが多くなっているか
- ・換気扇や送風ダクトについては定期的に点検、メンテナンスを行い、正常に稼働するか

暑熱による畜産関係被害状況

(単位、頭・千羽)

	調査期間	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
		R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
関東	7月	40	203	8	34	64	298	19	55	5	37
	8月	228	209	46	26	29	83	41	42	13	30
	9月	75	11	11	2	833	50	228	2	36	3
	累計	343	423	65	62	926	431	287	100	53	71

また、飼養者の皆様においても熱中症等に十分注意し、定期的な水分補給及び休憩を心がけましょう。

※家畜の被害状況を把握するため、暑熱による死廃事故が発生したときは各市町村役場まで連絡をお願いします

西部家畜保健衛生所 〒370-0074 高崎市下小鳥町233
TEL 027-362-2261 (24時間対応) FAX 027-362-2260

畜産業を既に廃業された方に本たよりが届きましたら誠にお手数ですが、当所までご一報ください。

